

平成 29 年度第 1 回 河川審議会

平成 29 年 9 月 22 日（金）

県民会館 10 階 福の間

（午前 10 時 00 分 開会）

○大原総合治水課副課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成 29 年度第 1 回兵庫県河川審議会を開催いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます事務局大原と申します。よろしくお願
いいたします。

それでは、資料の確認をしたいと思いますので、お手元の確認をお願いいたしま
す。A4 の黒いクリップどめをしました資料でございます。1 ページ目に、河川
審議会次第、裏面に資料一覧。次に、配席図。配席図は配置の都合で、浅見委員
の席を出口委員の横に変更させていただいております。済みませんが、訂正をお
願いいたします。次に委員名簿、審議会の条例、運営要綱、公開要綱、傍聴要領
をつけております。その後ろに、参考資料 1 ということで、ホチキスどめした
「県内二級河川の概要」7 ページものをつけております。その後ろに、参考資料
2 「現地調査出席者名簿、裏面に行程表」2 ページものをつけております。それ
と、A4 のクリップでとめております「河川整備基本方針の策定について」、知
事からの諮問書が 3 枚。これは、資料ファイルの左にコピーをつけております。
A4 のホチキスどめしてます、カラー刷りの「西郷川、都賀川、高羽川水系河川
整備基本方針（案）」のパワーポイントの説明資料をつけております。それと、
お手元の左のほうに青いファイルで、表に「答申」と書いているファイルと、も

う 1 冊青いファイルで表に「諮問」と書いておりますファイルを置いております。それと、A 3 の用紙のホチキスどめした資料が 4 セット、右肩のほうに資料 1 - 6、2 - 6、3 - 6、4 - 6 と記載しております。それと、A 4 のホチキスどめしました資料、右肩に資料 5 と記載しておるもの。A 4 でクリップどめしております、「台風第 1 8 号による被害等について」と新聞記事をお手元のほうに資料として置かさせていただいております。以上ですが、よろしいでしょうか。また、不足等ございましたら、事務局のほうにお知らせ下さい。

続きまして、本日の審議会の成立の関係です。本審議会の委員につきまして、全員で 1 6 名となっております。本日は、代理出席を含めまして、1 0 名の委員の皆様にご出席をいただいております。兵庫県河川審議会条例 7 条第 2 項の規定によりまして、委員の過半数の出席にて成立ということになっております。本会議は、成立しているということをご報告させていただきます。

それでは、お手元の次第によりまして、会議を進めさせていただきたいと思っております。

初めに、県土整備部土木局長の濱から御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○濱県土整備部土木局長 おはようございます。濱でございます。

本日は、非常に御多忙の中、本審議会にご出席を賜りましたこと深く御礼申し上げます。

さて、今年度は、7 月に九州の北部豪雨、8 月には、台風第 5 号が全国各地で大きな被害を及ぼしました。兵庫県におきましても、南あわじ市で累加雨量で 2 5 3 ミリという雨が降りましたがけれども、幸い大きな被害がございませんでした。また、8 月 1 8 日には、市川町で 1 時間に 1 0 1 ミリという雨が降りまして、記録的短時間大雨情報も発表されました。また、先週には台風第 1 8 号が日本を縦断するというところで、兵庫県も 3 年ぶりに上陸を受けまして、但馬で 2 2 5 ミリ

という雨を記録しましたが、大きな被害がございました。お手元に、新聞発表の資料、記者発表資料おつけしておりますが、床上浸水が若干ありますけども、これは全て排水ができなかったということで、浸水したもので河川決壊が一カ所もなかったということでございます。委員の皆様方にも御指導をいただきながら、兵庫県は、この10年、15年間河川整備を頑張ってきた結果、かなり河川が強くなったかなというふうには自負はしておるんですが、なかなか昨今の雨の降り方は、御案内のようにへんな降り方をしておりますので、ますます総合治水の取り組みを進めていかなくてはいけないなというふうに痛感しているところでございます。

同じ資料の後ろに新聞記事をおつけしております。総合治水条例に基づきまして、全部で県下11地域で進めている流域対策の事例でございます。豊岡にある県総合庁舎の駐車場地下に雨水貯留施設の整備を進めておりまして、15日には地元の高校生を対象に、現場を見ていただきました。これは新聞だけじゃなくて、テレビニュースにも3社くらい取り上げていただきまして、見ていただいた委員の方もおられるかなと思います。非常に好意的に取り上げていただけたのかなというふうに考えてございます。また、そのほか減災対策でございますけども、国から示されました社会全体で洪水に備える水防災意識社会再構築ビジョンにつきまして、国交省の御指導もありまして各市町の首長様とのホットラインの構築を進めました。8月18日には、多可町長様に直接、9月17日には豊岡市、新温泉町、養父市、加西市、西脇市、多可町ということで、それぞれ河川水位の状況などを直接首長様にお伝えするというような取り組みもされております。多可町長様からは知事に、「非常に役立った、助かりました。」という御言葉もいただきましたし、西脇市長様は、この間、県土整備部長に「非常に安心することができました。」というふうな御言葉をいただいて、最初ホットラインの構築ってどうなるのかなというふうに心配したところもあったんですが、非常にうまく進ん

でいるかなというふうに思います。こういう情報をどう伝えるかというのは、課題でございますので、ホットラインにあわせまして、いろんな情報の配信の仕方を今後も考えていきたいなというふうに思っております。

それでは、本日、御審議いただく河川整備基本方針につきましては、前回の審議会で諮問いたしました、郡家川水系、靚川水系、山田川水系と岩戸川水系、いずれも淡路島内でございます。平成26年10月の台風第19号によりまして、流域内で大きな被害が発生しております。この河川整備基本方針を策定する必要がありますので、諮問させていただいております。

また、今回新たに諮問いたしますのは、西郷川水系、都賀川水系、高羽川水系でございます。いずれも、神戸市域を流れる表六甲河川で、10平方キロメートル未満の小河川でございます。昭和13年阪神大水害、昭和42年の梅雨前線豪雨など、過去から河川の氾濫や土砂災害により大きな被害をもたらされた河川でございます。都賀川におきましては、阪神・淡路大震災の教訓によりまして、非常時に生活や消防用水として河川水を利用できるように、階段、スロープ、遊歩道等、都市防災の一環を担う機能を置かせていただきました。また、一方でこういう整備の裏返しといたしますか、20年7月には局地的な豪雨で、急激に水位が上がったため5人の方が亡くなるという痛ましい事故も発生しております。これらの状況を見まして、大雨・洪水注意報の発表に連動いたしまして、現地で回転灯や電光掲示板が作動する、増水警報システムの整備を行いました。この増水警報システムは、ラジオ関西の電波に制御信号を乗せまして、現地に配置したラジオ受信機と制御器で回転灯を自動的に作動させるもので、全国で初めて導入させていただいております。これらの河川利用者の安全対策を含めまして、今回の基本方針に盛り込ませていただいております。御審議のほどよろしく願いいたします。

本日は、活発な御審議をいただきたく、お願いいたしまして、甚だ簡単ではござ

いますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 ありがとうございます。

次に、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の名簿をごらんいただきたいと思います。

法政大学教授、道奥康治会長。

○道奥会長 道奥です。よろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 元、株式会社ラジオ関西報道制作部長、吉田秀子委員。

○吉田秀子委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 甲南大学教授、出口晶子委員。

○出口委員 出口でございます。よろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 常葉大学准教授、浅見佳世委員。

○浅見委員 浅見です。よろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 兵庫県町村会理事で神河町長、山名宗悟委員。

○山名委員 はい。山名です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 兵庫県土地改良事業団体連合会常務理事、梶村弘高委員。

○梶村委員 梶村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 関西電力株式会社、総務室用地部長、樋口正憲委員。

代理の川久保様でございます。

○樋口委員代理人（川久保） 関西電力の川久保です。どうかよろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 阪神水道企業団企業長、谷本光司委員。

○谷本委員 谷本です。よろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 近畿農政局農村振興部長、青山卓二委員の代理の那須様。

○青山委員代理人（那須） 那須と申します。よろしく申し上げます。

○大原総合治水課副課長 近畿地方整備局河川部長、中込淳委員。

○中込委員 中込です。よろしく申し上げます。

○大原総合治水課副課長 なお、兵庫県内水面漁業協同組合連合会理事、吉田忠弘委員におかれましては、少々遅れるということで連絡を頂戴いたしております。

以上、本日10名でございます。吉田委員が来られまして11名となっております。よろしく申し上げます。

続きまして、県側の出席者を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました、土木局長の濱でございます。

○濱県土整備部土木局長 濱でございます。よろしく申し上げます。

○大原総合治水課副課長 総合治水課長の達可でございます。

○達可総合治水課長 達可でございます。よろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 河川整備課長の鶴崎でございます。

○鶴崎河川整備課長 鶴崎です。よろしく申し上げます。

○大原総合治水課副課長 武庫川総合治水室長の中野でございます。

○中野武庫川総合治水室長 中野です。よろしく申し上げます。

○大原総合治水課副課長 神戸土木事務所長の山内でございます。

○山内神戸土木事務所長 山内です。よろしく申し上げます。

○大原総合治水課副課長 洲本土木事務所長の土江でございます。

○土江洲本土木事務所長 土江でございます。よろしくお願いいたします。

○大原総合治水課副課長 それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、道奥会長よろしくお願いいたします。

○道奥会長 それでは、議長を務めさせていただきます。

早速ですが、お手元の次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思い

ますが、その前に、何点かお諮りしたい事項がございます。

まず、後日作成いたします、本日の議事録の署名人を定めさせていただきたいと思っております。お手元の、運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名する委員が署名することになっております。今回は出口委員に議事録署名人をお願いしたいと思っておりますが、出口委員よろしいでしょうか。

○出口委員 了解いたしました。

○道奥会長 ありがとうございます。それでは、出口委員、よろしく願いいたします。

それから次に、審議会の公開についてでございますが、兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定で、本審議会は原則公開となっております。本日の議案について、同項のただし書きに該当し非公開とすべき議案があるかどうかについて、事務局のお考えをお聞きいたします。

○大原総合治水課副課長 本日の議案は、河川整備基本方針についての諮問でございます。また、審議の内容に特に非公開とする項目はございません。本日の審議会は全て公開にしても差し支えないものと考えております。

○道奥会長 はい。ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは、ないようでございますので、本日の審議会は全て公開とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○道奥会長 それでは、御異議がないようでございますので、本日の審議会は、全て公開することに決定いたします。

次に、傍聴の申し出でございますが、審議会公開要綱第5条の規定によりまして、1名の方から傍聴のお申し出がございました。定員20名以内でございますので、1名の傍聴を認めることとしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

はい。ありがとうございます。御異議がないようですので、1名の入場を許可いたします。傍聴席はあらかじめ傍聴席と表示している場所に指定しております。

傍聴される方をお願いいたします。お配りしております注意事項をお守りいただき、議事が円滑に進行できますように御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは議題に入ります前に、県内二級河川の概要に関する参考資料につきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○伊藤総合治水課班長 総合治水課伊藤です。よろしくをお願いいたします。座って御説明させていただきます。

参考資料1の1ページ目でございます。

本審議会では御審議いただき、河川整備基本方針の法的位置づけなどについて今回就任後から初めて出席いただいた委員もおられることから、改めて御説明させていただきます。

河川整備基本方針は、平成9年の河川法改正に伴い定められた、法定計画でございます。治水、利水、環境の観点から、総合的に将来目指すべき河川整備の方針と、計画高水流量等の河川整備の基本となるべき事項を定めるものでございます。なお、河川整備基本方針に即して定める、いわば、下位計画的なものとして河川整備計画があり、今後20年から30年の具体的な整備内容等については、この河川整備計画で定めるところとなります。

河川整備基本方針、河川整備計画のおおのの策定の流れは下図のとおりで、本審議会は図の赤枠、河川整備基本方針の案に対して諮問と答申の計2回、御審議いただく場として設置させていただいております。

2ページ目をごらんください。県内の河川整備基本方針の策定状況を示してございます。県内には一級河川が5水系、二級河川が92水系ございます。円山川や加古川など一級河川の河川整備基本方針につきましては国が策定することとなっており、全て策定済みでございます。

兵庫県河川審議会にて御審議いただく県内二級水系の河川整備基本方針については、平成9年の河川法改正に伴い河川整備基本方針を策定し始めた時点で、事業実施中または事業着手予定があった水系と、社会基盤整備プログラムなどの計画に位置づけられて、今後、整備を予定している水系について優先的に策定を進めてまいりました。その結果、これまでに39水系について御審議をいただいている状況でございます。

この地図では、既に御審議をいただいた39水系を黒色で示しており、本日答申いただく淡路地域の40番郡家川水系、41番硯川水系、42番山田川水系、43番岩戸川水系については、黄色で着色をしております。また、諮問させていただく神戸市域の44番高羽川、45番都賀川、46番西郷川の各水系は、水色で着色しております。

なお、まだ審議いただいていない残りの46水系についての今後の審議順序等につきましては、後ほど御説明いたします。

3ページをごらんください。基本方針策定済み39水系と本日御審議いただく郡家川など4水系、高羽川など3水系について、流域面積や治水の計画規模などをまとめたものでございます。

なお、表の中段少し左端のナンバーの9番10番鯉川、宇治川については、昨年9月の河川審議会にて答申をいただきまして、その後、国の同意を得て、今年度策定いたしております。現在は、ホームページで閲覧できるようにしてございます。

4ページ目をごらん下さい。この図は、既に審議いただいた39水系と本日御審議いただく郡家川など7水系について、基本高水ピーク流量の比流量図を示したものです。比流量とは、右下欄外にも式を示しておりますとおり、基準点の基本高水のピーク流量を集水面積で割ったものでございます。縦軸には基本高水比流量、横軸には集水面積を示しており、通常、集水面積が大きくなるほど比流量が小さくなるという右肩下がりの領域にプロットされます。この比流量図は、河川整備

基本方針で定める基本高水流量が、妥当な値であるかということ判断する目安として用いてございます。

今回審議いただく淡路地域の河川を青字で、神戸地域の河川を赤字で示しております。おおむね、右肩下がりの中にプロットされており、妥当と考えてございます。

次、5ページをお願いします。県内河川の水質の状況図です。県内の主な河川においては、環境基準といたしまして満足すべき水質の基準が定められてございます。環境基準が定められている河川については、河川の区間ごとに右上の凡例のとおり、AA類型からE類型までの6段階に色分けをしております。

また、図には水質調査地点にBOD75%値の観測結果を四角囲みで右上の凡例に示すような色分けで表示してございます。県内では、資料右端の大阪府さんとの府県境に位置する赤囲みで類型基準値超過を意味する黒い点を記してございますが、猪名川の利倉という地点なのですが、この1地点のみ超えている状況にございます。ごらんいただきますとおり、近年は下水道の普及に伴い、水質の改善がなされてきていることがわかります。

次、6ページをお願いいたします。先ほど少し触れました、今回審議いただく7水系も含めた河川整備基本方針が未策定の53水系について、今後の策定計画について御説明します。「1現状」に記載していますとおり、現時点で39水系策定済みでございまして、事業中または近々に事業予定のある水系は、全て策定しており、残る53水系についても、「2」に記載のとおり、河川法上「定めておかなければならない」とされているほか、近年または将来の災害等により今後事業化する事由が生じたときに、迅速かつ計画的に所定のとおり着手できるための備えまた、維持管理・環境について県民に目を向けてもらうといった観点から引き続き策定していく必要がございます。しかし、策定には一定の検討・調査期間・諸手続、それに要する人員の都合もございますので、それらを踏まえ、効

率的・計画的に策定を進める必要がございます。「3」に記載のとおり、事業化見込・浸水被害の影響等を条件に、比較的策定の優先度が高い水系を抽出し、特性の似た近隣の水系も含めて、それらをまとめて調査・検討してまいりたいと考えています。

例えば、今回審議いただく淡路地域ですが、近年浸水被害が発生した郡家川を初めとして、近隣の岩戸川、山田川、硯川もまとめて、1つのグループとして治水の検討や環境調査を実施し、一括して基本方針を策定するイメージです。

7ページをごらんください。今言ったグループですが、赤枠で囲んだ水系がその1つの検討グループです。これらについて順次、河川審議会での御審議、策定へと進めてまいります。

今回、前回の河川審議会で報告させていただいた内容と一部変更してございます。資料右下の都賀川等、今回諮問させていただく3水系でございまして、前回では、その西側の、資料では左側になりますが、西谷川、生田川水系も含めた5水系で諮問いただく予定でしたが、流域界雨水が集まるエリアでございまして、そういったことにちょっと時間を要してございまして、次回以降の河川審議会で諮問させていただくということで変更させていただいてございます。

6ページに戻ってください。今言った内容が「3」の表の中の、都賀川の欄をです、括弧書きで記載させていただいております。生田川、西谷川、括弧書きで記載させていただいております。

4番の今後の河川審議会のスケジュールですが、今年度は、ことし3月に諮問させていただきました淡路地域の郡家川等4水系の答申、これは諮問後にパブリック・コメント、関係市町長様、それから庁内関係各部署などの意見を伺いまして、必要な基本方針（案）の修正したものを本日答申いただきます。

それと、本日諮問させていただく都賀川等3水系、この3水系についても、今後同様にパブリックコメントなどの手続を経て、来年2月ごろに河川審議会を開催

し、答申していただきたいと考えてございます。また2月の河川審議会ではあわせて、神戸市域の住吉川等5水系についても諮問させていただく予定となっております。

長期的には、平成34年度までに全ての水系において、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。河川整備基本方針の策定状況と今後の策定の予定についての説明は以上でございます。

○道奥会長 はい。ありがとうございました。ただ今の御説明に関しまして、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。基本方針策定の工程が図的に御理解いただいて、これからどれぐらいの道のりがあるかというようなことが、県下の河川の水の量のおよそですね、そういった図表なんかを御紹介しております。毎回、その都度御紹介しているところでございますが、いかがでしょうか。何か、地図上の星取上で面積的な視覚的感覚と、またこれから踏まなければならない作業工程の時間とは必ずしも連動しないとは思いますが、およその目安を御理解いただけたかと思えます。はい。ございませんでしょうか。もし、よろしいようでしたら、次に進めます。

まずその前に、先ほどまだお見えになっておりませんでした、兵庫県内水面漁業協同組合連合会理事の吉田委員様が、今おいでいただきましたので御紹介いたします。

○吉田忠弘委員 吉田です。よろしくお願いたします。

○道奥会長 それでは、議題に入らせていただきます。本日の審議事項は、次第に記載のとおり、7件ございます。1件目は、「郡家川水系河川整備基本方針」、2件目は「硯川水系河川整備基本方針」、3件目は「山田川水系河川整備基本方針」、4件目は「岩戸川水系河川整備基本方針」についてです。この4件は、ことし3月22日に行われました、平成28年度第2回河川審議会において知事から諮問いただいております。前回の審議会では皆様からいろいろな御意見をいただ

きまして、これに対する対応等について、本日、皆様に御報告いたしまして、確認いただき、審議会から答申したいと思えます。

なお、あらかじめ事務局のほうから、これら4水系は隣接して、共通事項も多いというお話がございました。したがって、事務局からあわせて内容の説明を受けて、審議したいと思えますが、こういう進め方で委員の皆様よろしゅうございますでしょうか。

そして、5件目は「西郷川水系河川整備基本方針」、6件目は「都賀川水系河川整備基本方針」、7件目は「高羽川水系河川整備基本方針」についてです。この3件は、今回知事から新たに諮問を受けるものでございます。これにつきまして、あらかじめ事務局のほうから、これら3水系が隣接して共通事項が多いというふうなことを伺っております。したがって、事務局のほうからあわせて内容の説明を受けまして、審議したいと思えますが、これにつきましての進め方もよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、郡家川水系、覗川水系、山田川水系、岩戸川水系の河川整備基本方針（案）についてまとめて事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○西村総合治水課職員 兵庫県総合治水課の西村と申します。よろしくお願ひします。

では、座って説明させていただきます。

まず、資料の構成について御説明いたしますが、郡家川等それぞれの河川整備基本方針（案）に関する資料につきましては、お手元にお配りさせていただいてます水色の2冊のファイル、その上側のほうですね、こちらに、とじております。ファイルを開いていただいて、資料の一番上に資料一覧をつけておりますのでこちらで資料の構成について説明させていただきます。資料一覧のうち、資料1-1、2-1、3-1、4-1が前回の審議会でも諮問させていただいた、淡路島に

あります、郡家川等4水系それぞれの河川整備基本方針（案）の本文（案）となりまして、最終的に法定計画となるものです。また、枝番号2から5が、それぞれの本文の根拠や考え方をまとめた参考資料となります。また、枝番号6、それぞれの変更前後対照表につきましては、これと別にお配りさせていただいているA3の資料になります。4部お配りさせていただいております。また、資料一覧のほうへ戻っていただきまして、一番下、資料5につきましても、別にお配りさせていただいておりますA4のホチキスどめの資料となります。水色のファイルにとじている資料につきましては、ことしの3月の審議会及び現地調査で委員よりいただいた御意見や、その後4月に実施しましたパブリック・コメントで県民の方からいただいた御意見、また、関係市町、関係機関へ意見照会をした結果等を踏まえまして、修正を済ませた資料となっております。本日は、この修正内容について、別にお配りさせていただいている、A4の資料1部とA3の資料4部を用いまして、修正箇所の説明をさせていただきます。

まず、A4で右肩に資料5と書いてあります、「提出された意見の概要とこれに対する考え方」という資料を御準備ください。審議会後にいただいた意見について説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、1ページ目でございます。郡家川水系、靉川水系、山田川水系、岩戸川水系河川整備基本方針（案）について、平成29年4月18日から平成29年5月1日までの2週間、県民意見の募集を行いまして、2名から御意見をいただいております。意見としましては郡家川のみ提出がありました。表の左から2列目に意見等の概要を6つ記載しておりまして、一番右の列に意見の考え方を記載しております。

まず、1つ目の意見の概要としましては、本文3ページに治水事業の経緯を記しております。そこで「昭和40年9月の台風第23号・24号や昭和49年7月の集中豪雨など」と、記載してありますが、県が策定した淡路（三原川等）地

域総合治水推進計画には昭和9年の室戸台風が掲げられているため、整合性を得るために引用するのが妥当という御意見がございました。これに対しまして、県は、郡家川において2つ洪水被害を例示して記載していることから、既に盛り込まれているものとして、本文の修正はいたしません。

2つ目の意見の概要としましては、本文4ページになりますが、「昭和51年より災害復旧助成事業を実施している。」については、事業の実施区域を示して、大町地区、これは、郡家川の上流になりますが、この未改修状況を明らかにするべきという御意見がありました。これに対しまして、事業範囲をより明確に記載するために、御意見を踏まえまして「昭和51年より河口から4.6キロメートルの区間で災害復旧助成事業を実施している。」という記載に、本文を一部修正しております。

3つ目の意見の概要としましては、兵庫県CGハザードマップのフォトモンタージュで大町上公会堂の地図上の位置が間違っているため、修正するとともに、他地域にも同様の間違いがあると考え、検証するべきという御意見がありました。この御意見に対しまして、指摘の箇所を確認したところ、表示する位置に少しズレがありましたので、修正するとともに、今後正確な情報発信に努めてまいります。なお、これに対する本文の修正はございません。

次に4つ目の意見の概要としましては、湾曲している郡家川をショートカットすることで上流の氾濫箇所が減少するのではないかという御意見がありました。これに対しましては、今後の参考とさせていただき、本文の修正はいたしていません。

なお、治水安全度が局所的に低い箇所については、上下流バランスに配慮しながら、順次整備を実施しております。

次に5つ目の意見の概要としましては、砂防ダムの竣工時期以降、この砂防ダムというのは、郡家川の中流付近にあるんですけど、この竣工時期以降大町地区内

ではウナギの姿を見なくなったとの声が聞かれますが、砂防ダムとの関係を検証しているのでしょうかという意見がありました。これに対しまして、御意見をいただいた施設とウナギとの関係は確認できておりませんが、今後、河川改修を行うにあたっては、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境の保全と創出に努めてまいりたいと考えております。これに伴う本文の修正はいたしておりません。

最後に6つ目の意見の概要としましては、下線部にあるとおり、郡家川の早急な改修を強く要望します、という旨の御意見をいただきました。これに対しまして、今後の参考とさせていただき、本文の修正はいたしません。先ほど同様、治水安全度が局所的に低い箇所については、整備を順次進めております。

次に、1ページめくっていただきまして、3ページ目になります。関係市や関係部局意見照会で提示された意見等の概要と県の考え方について説明いたします。関係市とありますが、これは淡路市と洲本市となりまして、この両市からは意見がありませんでした。

では、その意見の概要について説明させていただきます。

まず、総合農政課及び農地整備課からは、下線部のように、個別の整備計画の立案の際や河川改修にあたっては、事前に関係機関等と調整するように留意されたいという旨の御意見をいただいております。こちらに対しましては、今後の参考として本文の修正はいたしておりませんが、河川整備計画の策定にあたっては、事前に関係機関と十分に協議することとしております。

水産課からは、ニホンウナギの生息環境保全及び生物の多様性を考慮し、本文を修正するよう意見がありました。この環境の部分の記載については、前回の審議で浅見委員からも御意見をいただいております。本文を修正しておりますので、後ほど修正内容について御説明させていただきます。

1枚めくっていただき、4ページ目になります。紙面の下半分から最終6ページ

ジ目まで、水大気課と下水道課から同様の意見がありました。これは、本文ではなく参考資料についての修正になりますが、4水系全てについて、利水の現状として下水道整備率を記載しておりますが、浄化槽等下水道以外の生活排水処理施設もあることから、生活排水処理率を記載する方が適切ではないか、という意見がありました。これに対しまして、指摘の内容とするのが適切と判断いたしまして、意見を踏まえ修正しております。ただ、この内容につきましては、本文に記載がないため、本文の修正はございません。

以上がパブリック・コメント及び関係機関への意見照会に関する説明となります。

続きまして、A3の資料で本文の修正内容について説明させていただきます。右肩に資料1-6と書いております郡家川水系河川整備基本方針（案）の変更前後対照表をお願いします。

前回の審議で委員からいただいた御意見及び先ほど説明しましたパブリック・コメントでいただいた意見に対する修正について説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、2ページ目をお願いします。紙面左側に前回の審議会での本文を、右側に変更後の本文を記載しており、修正した箇所は、赤字でお示ししております。御意見としては、前回の審議で、浅見委員より、生物の分類ごとの記載を、区間ごとの特徴的な生態系等として記載願いたいという御意見がございました。これは、左にあるように生物の分類ごとの記載では川のイメージが湧かないため、区間ごとに記載することで、川の特徴が際立ってくるという御意見でしたが、これを踏まえまして4河川それぞれの河川形態に応じて区域を分け、区域ごとの環境や生息する生物等について記載しております。郡家川では、4区分して記載しております。それぞれの区間の特徴について、説明させていただきます。

下流域の特徴といたしましては、両岸にコンクリート護岸が施され、水域は潮汐の影響を受ける感潮域となっております。また、河道内に点在している干潟や砂

州は、重要種であるミミズハゼやカワゴカイ属などの生息場や、鳥類の採餌場など利用されており、感潮域の多様な動植物が生息・生育・繁殖している重要な環境となっているほか、干潟は水質や底質の浄化にも寄与している、という特徴を記載しております。

次に、中下流域ですが、平瀬が優占しており、環境の変化に乏しい状況となっておりますが、水辺で活動する鳥類が多く確認されております。また、両岸はコンクリート護岸が施されている状況で、ツルヨシ群落やオオイヌタデ群落などの草本植生がみられる一方で、オオカワヂジャやオオキンケイギクといった特定外来生物である植物が草地で確認されている、といったことを記載しております。

次に、湛水域の特徴としましては、砂防堰堤の上流には広い湛水域が形成され、周辺は大部分が山つきの自然河岸となっており、重要種であるオシドリや、カワセミなど、水辺に生息する鳥類の重要な生息環境となっております。また、一方で、特定外来生物であるブルーギルやオオクチバス、ウシガエルも確認されている旨記載しております。

最後に、中上流域としましては、耕作地の中を流れる小河川となり、平瀬が多く、ツルヨシ群落などの水際植生が見られるなど、中下流域と類似した環境となっている旨、記載を改めております。

3 ページ目をお願いいたします。紙面の下側に県民の意見を記載しております。先ほど資料 5 で説明させていただいた御意見で、事業の実施区域を示すということで、修正箇所は 4 ページになりますが、「河口から 4.6 キロメートルの区間で事業を実施している」という内容に修正しております。

1 枚めくっていただきまして、6 ページ目をお願いします。前回の審議会で浅見委員よりいただいた御意見を記載しております。川の個性についての記載がないため、川ごとの問題や保全のための配慮事項について記載願いたいという御意見をいただいております。4 河川とも同様ですが、感潮域に、貴重な生物が生息し、

重要な環境があるということから、この感潮区間を際立たせて、配慮事項をより具体的に記載しております。

内容としましては、右側の変更後の２段落目となりますが、「河川改修を行うにあたっては、感潮域に見られる干潟は、重要種のみみずハゼ等の生息場となっていることから、当該箇所もしくはその他の区域での干潟の保全または再生に配慮した整備を検討するなど、上流から下流全域にわたって河川環境の保全と創出に努める」といった内容に修正しております。

また、この前後の修正については、上記の修正に伴って、文章の構成を変更したものととなります。郡家川の修正内容は以上となりまして、次ページ以降、河川整備の基本となるべき事項などに変更はございません。

続きまして、資料の２－６、硯川水系河川整備基本方針（案）の変更について説明いたします。

こちらを１枚めくっていただいて２ページ目になります。郡家川同様、自然環境について川ごとの特徴を記載しております。

硯川については、２区分して記載しております。下流域の特徴のみ、説明させていただきますが、河口に砂州が形成されており、また、大部分が耕作地や耕作放棄地の中を流れる小河川となっております。水際には重要種であるアイアシが、ヨシなどの植生帯とともに生育しているほか、上流側は山つきとなっているため、水域と陸域を利用する重要種のクロベンケイガニやベンケイガニなどが生息するなど、感潮域の多様な動植物にとって重要な環境となっている旨、記載しております。

中下流域につきましても、同様の構成で記載しております。

次に、４ページ目をお願いいたします。先ほど説明させていただいた、感潮区間についての対応事項をより具体的に修正しておりまして、赤字の下線部に記載しておりますように、河川改修を行うにあたっては、感潮域において江浦橋上流の

右岸に生育が確認されている重要種のアイアシを保全するため、移植等の検討をするなどの必要性がある旨、記載を修正しております。覗川の修正は以上となります。

次に、資料3-6 山田川水系河川整備基本方針（案）の変更内容について説明させていただきます。

1 ページめくっていただきまして、2 ページ目となります。山田川は4区分として、整理し直しております。こちらも感潮域のみ説明いたしますが、河口には、砂州が形成され、また、重要種のみみずハゼやカワアナゴ、ニホンウナギなどの生息環境となっております。また、右岸は大部分が山つきとなっており、重要種のアカテガニやベンケイガニなどが生息し、水際には両岸にヨシや重要種であるアイアシなどの水際植生が成立しており、底生動物の重要種であるミゾレヌマエビやアシハラガニが生息するなど、感潮域の多様な動植物にとって重要な環境となっている旨、記載しております。

その他の区間についても同様の構成でまとめております。

2 枚めくっていただきまして、裏側、5 ページをお願いいたします。山田川も同じく感潮域についてより具体的に記述しております。河川改修を行うにあたっては、感潮域の右岸側の山つき部では、アカテガニ等の生息場が形成されているため、その保全または自然の営力による再生を促すような整備を検討するなどの必要性がある旨、記載を修正しております。山田川の修正箇所は以上となります。

最後に、資料4-6、岩戸川水系河川整備基本方針（案）の修正内容について説明をいたします。

こちら1枚めくっていただいて、2 ページ目をお願いします。岩戸川は3区分して記載しております。こちら、下流域のみ説明いたしますが、河口には、砂州が形成されており、また、全域にコンクリート護岸が施されておりますが、一部山つきとなっている箇所や、河口付近の左岸側でわずかにヨシや重要種である

アイアシといった水際植生がみられ、ミズレヌマエビやアカテガニなどの重要種が生息しているほか、鳥類が採餌場として利用しているなど、感潮域の多様な動植物にとって重要な環境となっている旨、記載しております。

その他の区間も同様の構成で修正しております。

2枚めくっていただきまして、裏側の5ページ目をお願いいたします。先ほど御説明しました感潮域での配慮事項についてより具体的に記載しております。

河川改修を行うにあたっては、感潮域において、岩戸橋上流の左岸側で河床掘削や拡幅を行う場合、現況の植生帯の規模や横断勾配等の維持には用地等の制限があるため、可能な範囲での保全や再生について検討するなどの必要性がある旨、記載を改めております。

岩戸川につきましても、これ以降修正はございません。

以上が、郡家川ほか4水系の河川整備基本方針（案）の修正事項といただいた御意見に関する説明となります。よろしくをお願いいたします。

○道奥会長 ありがとうございました。

それでは、以上につきまして、何か御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

なお、この会議では速記を入れておりますので、御発言の際は、まず、御名前を言っていただき、その上で御発言いただきますようお願いいたします。

はい。お願いします。

○谷本委員 阪神水道の谷本です。内容はこれで結構なんですけど、単純な確認ですが、最後に岩戸川の一番後の6ページの真ん中に流量配分図があって、その上に表があるんですけど、これ表と本文記載が190で、流量配分図だけ180になってますね。同じのがもう1個前の山田川かな、山田川も表のほうは120、本文が120で図だけ110になっています。ここだけ、ちょっと確認お願いします。

○道奥会長 ありがとうございます。本文と流量配分図の数字の違いですね。

○西村総合治水課職員 総合治水課の西村です。大変申しわけございません。変更前後対照表のほうの間違えておりました、修正した本文のほうは直っております。間違っているほうが、流量配分図のほうになります。岩戸川につきましては、資料4-6の6ページですね、こちらにつきましては、190が正解となります。山田川、資料3-6につきまして、変更前後対照表のほうになりますけども、120が正解ということです。申しわけございませんでした。

○道奥会長 大変重要なところでした。このまま行っていたら、大変なことになっていました。はい。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

はい。お願いします。

○吉田忠弘委員 兵庫県内水面漁連の吉田です。山田水系の中で、2ページ、クロダイ、ボラ、キチヌとありますが、生物の一番上、下流域のところですか。これキビレじゃないですか。キビレチヌかな、また、調べていただいたらなと思います。

○道奥会長 そうですね。はい。御確認いただいて、今、わかりましたらお答え
いただいて、もし調べる必要ありましたら・・・

○伊藤総合治水課班長 調べて正式名に直すようにいたします。

○道奥会長 そうですね。種じゃなくて、多分学名なんだろうと思いますが、御指摘ありがとうございます。そのほか御意見、御質問等ございませんでしょうか。

環境面でいろいろ御指導、御指摘いただきました、浅見委員のほうにつきまして、こういった修正内容でよろしゅうございますでしょうか。

○浅見委員 委員の浅見です。大幅な修正ありがとうございます。全河川にわたって、これだけ書き直すのはなかなか難しかったと思いますが、大変わかりやすく書かれているので十分だと思います。区間ごとに、書き直していただいたと

ということで、地元の方の、一体、自分の近所、場所がどうなのかという疑問に対してイメージが湧くというのが1点、それから個々の種名が環境との関係で書かれていますし、具体的に挙がっているということで、どんな生き物がいるんだなと思いつくことができる、あるいは、できるようになるということが重要なんじゃないかなと思っています。この基本方針の後、整備計画を今後つくって改修というのを実行に移していくわけですが、地元の方々の意見っていうのが、やはり重要になってきますので、そのときに地元の方にじゃあこの生き物、環境にも配慮した川づくりをしていこうねっていったときに、基本方針にこれだけのことが書かれているというのは、今後大きな足がかりになると思います。ありがとうございます。

そして、どこにでも通じるような説明に終わらず、具体的に書いていただいたというのは、これは、兵庫県が実施されている河川の調査の結果のたまものだと思いますので、調査のほうもこれからしっかりと頑張って、こういった形で反映していただきたいなと思います。ありがとうございます。

○道奥会長 どうもありがとうございました。いただいた御意見で、基本方針の特に環境に関する記載、非常にわかりやすく改善していただいたと思いますので、これからできます基本方針につきましても、こういう形で記載いただければ大変ありがたいと思います。

そのほか御意見ございませんでしょうか。

資料1-6の、郡家川水系河川整備基本方針の4ページ目、修正いただいた事業実施区間に関して最後の語尾ですけど、細かい話で申しわけないですが、「実施している。」というのは、完了したとも、あるいは現在進行しているとも、両方取れるんですけども、これはどちらでしょうか。完了しているわけですよ。

「実施している。」ちょっと、御検討いただければ。

○西村総合治水課職員 「実施した。」に修正いたします。

○道奥会長 はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。はい。
それでは、御意見ないようでございますので、谷本委員、吉田委員、私のほうからも申し上げました、こういった内容につきまして、事務局のほうで修正を御検討いただきまして、あるいは確認すべき内容もございますので、それを必要に応じて御修正いただき、最後に私のほうで、その変更内容につきまして確認させていただきますことによりまして、郡家川水系、硯川水系、山田川水系、岩戸川水系の各河川整備基本方針を認めたいと考えますが、よろしゅうございますでしょうか。

 ありがとうございます。それでは、意見をいただいた委員と私のほうで修正内容を確認した上で、答申することといたします。どうもありがとうございます。

それでは、次の議事にまいります。続きまして、西郷川水系、都賀川水系、高羽川水系のそれぞれの河川整備基本方針の内容について、あわせて事務局のほうから御説明をよろしく申し上げます。

○相田総合治水課主査 総合治水課計画班相田といたします。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

 お手元の、青いファイルのもう1冊のほう、諮問というファイル、こちらを御用意いただきます。今回諮問させていただきます、西郷川水系、都賀川水系、高羽川水系の河川整備基本方針案の関係資料をとじています。資料ですが、それぞれで枝番号で1となっているもの、資料1-1、2-1、3-1がそれぞれの河川整備基本方針の本文案となっております。こちらは最終的には法定計画となるものです。それより後ろの枝番号で2以降が各本文案の根拠でありますとか、考え方を取りまとめた参考資料となります。枝番号2が流域及び河川の概要に関する資料、枝番号3が治水に関する資料、枝番号4が利水に関する資料、枝番号5が環境に関する資料です。本日、本文案である資料1-1、2-1、3-1を中心に前面スクリーンを使いまして、説明していきたいと思っております。それと、スクリ

ーンと同じ内容の資料をお配りしておりますので、適宜ごらんいただければと思います。

基本方針の本文構成に沿って順に説明していきます。最初に、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としまして、流域及び河川の概要、それから以下、環境、利水、治水について説明してまいります。

最初に流域及び河川の概要です。この内容は、基本方針本文案の1から3ページ目に記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

まず、今回諮問させていただく3水系の位置ですが、神戸市の灘区及び東灘区に位置しています。JRの駅でいいますと、灘駅から六甲道駅付近の流域となります。黄色の色囲みが西郷川の流域、青色の色囲みが都賀川の流域、ピンク色の色囲みが高羽川流域となります。

それでは、各水系の概要について個別に説明していきます。初めに西郷川水系からです。西郷川の河川延長は約2.3キロメートル、流域面積は約5平方キロメートル、支川については、観音寺川、観音寺川放水路、高尾谷川となっております。観音寺川の中下流及び観音寺川の放水路は点線で標記しておりますが、こちらは地下河川の標記になってまして、暗渠の構造となっております。流域内の土地利用は、山地が47%、市街地等は53%となっております。

次は都賀川水系になります。都賀川の河川延長は約1.8キロメートル、流域面積は約8.6平方キロメートル、支川については六甲川、それから柚谷川となっております。今回諮問します3水系のうちで最も大きい流域となります。流域内の土地利用は、山地が82%、市街地が18%、流域のほとんどが山地となっております。

最後に高羽川水系です。高羽川の河川延長は約2.0キロメートル、流域面積は0.7平方キロメートル、こちらについては支川はございません。今回諮問する3水系のうちで最も流域が小さい水系となっております。流域内の土地利用は山

地が7%、市街地等は93%となっておりまして、都賀川とは対比的に流域のほとんどが市街地となっております。

こちらは、各水系の流域周辺の航空写真を示しております。急峻な山地とその山裾の扇状地に降った雨を一気に大阪湾まで流す、いわゆる表六甲河川の特徴といえますか、そういうような地形となっております。ごらんいただきますように、これだけ密集した市街地を流れるということは、裏を返せば、河川がひとたび氾濫したときの被害規模が極めて大きいというようなりスクを抱えている水系と考えております。

各河川の状況について、もう少し詳しく説明していきます。まずは、西郷川の下流域から説明していきます。特徴を3つスライド下側に記載しております。まず、河道は地盤高が計画高水位より高い掘り込みの形状でありまして、河川の兩岸及び河床がコンクリート等でできた三面張りの護岸を整備しております。また、河口から0.3キロメートル程度までが潮の影響を受ける、いわゆる感潮区間となっております。人頭大の転石が点在しております。下段の写真のこの矢印は、観音寺川からの流入を示しております。このあたりは、午後からの現地調査で、確認していきたいと思っております。

次は中流域でございまして、下流域と同様に河道は掘り込み形状で、三面張りの護岸を整備しております。河床勾配が30分の1と急となっておりますので、河床勾配を安定調整する落差工を連続的に整備しているというような状況となっております。

次は、上流域です。上流域についても、河道は掘り込み形状で、三面張りの護岸及び落差工を整備しております。上流域側の西側は、王子公園と隣接しております。河道沿いには樹木等の植栽が多くなっております。それからこの下段の写真ですけど、これは観音寺川の放水路からの合流部となっております。こちらにつきましても、午後からの現地調査でこのあたりごらんいただければと思っております。

す。

最後に西郷川の支川、観音寺川及び高尾谷川の上流域です。写真でござんただけますように、高尾谷川、観音寺川ともに住宅地の合間を流れる水路の形状となつてございまして、平時の流水はわずかとなっております。ここから下流域につきましては、暗渠構造となっております。

次、都賀川の下流域になりまして、都賀川水系の説明を行います。河道は掘り込み形状であり、三面張りの護岸を整備しています。巨石の護床やコンクリート沈床等を用いて環境に配慮した整備を行つてございまして。

次に、中流域です。下流域と同様に河道は掘り込み形状で三面張りの護岸を整備しています。中流域についても環境整備がなされており、みお筋には魚道機能を備えた帯工や流速を変化させるような整備をしています。両岸には遊歩道が整備され、散歩、水遊び等の河川利用がなされています。都賀川の下流域、先ほど見ていただいた下流域、それから中流域は、同じく午後からの現地調査として予定してございまして。

最後に都賀川の上流域です。上流域は都賀川の支川の六甲川それから柚谷川となつてございまして、上段の写真が六甲川、下段が柚谷川ともに河道は掘り込み構造で三面張りの護岸及び落差工を整備してございまして。

次は、高羽川水系の説明を行います。初めに下流域からでございまして。河道は掘り込み形状であり、三面張りの護岸を整備してございまして、両岸とも垂直のコンクリート護岸となっております。

次は、中流域、下流域と同様に河道は掘り込み形状で三面張りの護岸を整備してございまして。上段の写真ですが、中流域の中ほどに小学校があるんですが、その前面に親水性の護岸を整備、河道整備をしてございまして。それから高羽川流域は、先ほど西郷川と都賀川水系と比べて流域面積が小さいということがありますので、平常時の流水、写真でもござんただけですが、ほとんど水が流れていないとい

うような状況となっております。また、中流域のJRから2号線付近がここ断面拡幅がちょっと難しいようなところございましたので、一部2層河川というような河川整備をしております。この2層河川につきましては、午後からの現地調査で確認いただきたいと思っております。

最後に上流域です。河道の特徴としては中流域と同じとなっております。下段の写真ですね。阪急神戸線下流付近、高羽川公園というのと隣接しております、ここでは身近に河川を楽しめる空間として利用されています。

ここから、自然環境、歴史文化、河川利用、治水事業の経緯の順にそれぞれ河川について説明していきます。本文では2ページとか3ページのあたりに記載しております。まず、自然環境について、西郷川から順に説明いたします。スクリーンの左側に自然環境の特性について取りまとめております。それから右側には確認された主な動植物について掲載しております。この赤字が、環境省や兵庫県のレッドデータブックに掲載している種で重要種となります。それから青字が外来種を表示しております。西郷川からいきますと、西郷川の自然環境の特性は、下流域は感潮区間であり、ニホンウナギ、カワアナゴ、クロベンケイガニ等の汽水、海水性、回遊性の魚類、底生動物が生息し、水面をカモ類等の水鳥が採餌、休息に利用しています。中流域は落差工が整備されているため、魚類はカワヨシノボリが生息するのみで底生動物も生息する種が限られています。確認された主な動植物はごらんのとおりで重要種はニホンウナギ、カワアナゴ等が確認されています。一方、外来種はサカマキガイ、コウロエンカワヒバリガイ等が確認されいます。

次に、都賀川です。都賀川の自然環境の特性は、下流域及び中流域は、環境に配慮した巨石護床工、コンクリート沈床、魚道機能を有する帯工等が整備され、植栽起源のヨシ群落が分布するなど、魚類や底生動物等の生息基盤として多様な環境が存在しています。上流域については、落差工が整備されているため、魚類は

カワヨシノボリが生息するのみで底生動物も生息する種が限られています。確認された主な動植物については、ごらんとおりで、重要種はニホンウナギ、アユ、ヒラマキミズマイマイ等が確認されています。一方、外来種はサカマキガイ、タテジマフジツボ等が確認されています。

次は、高羽川になります。高羽川の自然環境の特性は、下流域は感潮区間であり、ボラ、ニホンウナギ等の魚類、マガキ、モクズガニ等の底生動物が生息し、水面をカモ類等の水鳥が採餌、休息に利用しています。中上流域は常時の流量が少ないことから、魚類、底生動物ともに少なくなっています。確認された主な動植物につきましては、ごらんとおりで重要種はニホンウナギ、チチブ等が確認されています。一方で外来種はタテジマフジツボ、アメリカフジツボ等が確認されています。

次に、流域内の歴史文化について説明します。西郷川、都賀川、高羽川の付近は「にしごう」と呼ばれておりまして、古くから酒造地帯として有名な灘五郷の一つであって、神戸市の区名の灘は、この地域が、灘の生一本で知られる酒どころであることが由来しているというふうに言われています。また、流域周辺には多くの祭りや催しがあり、特にだんじり祭りは灘地域の名物ともなっております。

こちらは、流域内の文化財等について掲載しております。西郷川流域では国指定文化財の西求女塚古墳、それから高羽川流域については処女塚古墳がございます。都賀川流域については、指定文化財がございません。新在家西公園に設置されている水車のモニュメントの写真を掲示しておりますが、都賀川の急な流れを利用した水車産業が発展したということを確認いただければというふうに思っております。簡単ですが、歴史文化の説明は以上となります。

次に、河川利用について御説明します。西郷川、都賀川、高羽川ともに農業、工業の取水はなく、漁業権はございません。都賀川については、沿線の公園と一体となった環境整備を行い、都市の貴重な親水空間と良好な景観を創出しております。

ます。

続きまして、治水事業の経緯についてです。この地域で起きた主な災害は3つございます。昭和13年、後に阪神大水害と呼ばれる豪雨で、雨に加えて、六甲山から流出した土石流によって神戸市だけで死者600名、被災家屋9万戸を超えるような甚大な被害をもたらしております。それから昭和36年、それから昭和42年の水害でも、写真で確認いただけますように市街地が濁流と化すといった甚大な被害が発生しました。これら3つの災害は神戸の3大水害と呼ばれておりまして、表六甲河川の治水事業の転機となったものとなっております。

それでは、過去の治水事業について、順に説明していきます。初めに西郷川から、西郷川では昭和13年阪神大水害を大きな転機としまして、大規模な改修を実施しております。それから昭和61年から観音寺川のつけかえ工事、それから観音寺川放水路、トンネル放水路整備工事を行っております。都賀川につきましても、昭和13年の阪神大水害を大きな転機として大規模な改修工事を実施しております。このときの河川工事では、都賀川の支川であります、六甲川とか柚谷川はもともと暗渠の河川であったものを開渠にする工事を行っております。それから、昭和55年から親水施設や魚道施設等の環境整備を行っております。最後に高羽川です。高羽川につきましては過去の水害で大きな被害は出ていませんが、治水安全の向上を目的に昭和62年から河川改修を行っております。

それから、こちら参考となりますが、過去には洪水だけではなく、山からの土砂や流木による被害も多かったことから、上流の山地部では、砂防堰堤等が国、県、それから神戸市によって整備されております。河川改修とあわせまして、山のほうでも流木、土砂流出抑制対策が進められています。以上のような河川、砂防事業が現在進捗しているという状況となっております。

続きまして、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」について説明していきます。ここからは3河川共通となりますので合わせて説明していきます。基

本方針の本文案でいきますと4ページとか5ページのあたりに記載している内容です。

まず、「川づくりの基本的な方針」については、一番上のひょうご、人と自然の川づくり基本理念、基本方針。これは治水と利水、生態系等を柱とした川づくりの考え方ですが、これに基づきまして、左側の河川の現状、水害の発生状況、河川利用、また河川環境など、先ほど御説明した内容を考慮するとともに、総合治水条例でありますとか、神戸市のまちづくりに関する計画、これらを踏まえまして、河川の総合的な保全と利用を図ってまいります。

それから、災害の発生の防止または軽減という観点では、まずは洪水から住民や資産などを守ることを目標といたしまして、護岸等の河川管理施設の機能維持に努めること。さらに対象とする計画規模を超える洪水に対しては、避難訓練やハザードマップの周知、活用などの減災対策。それから森林の適正管理や透水性舗装の敷設といった流域対策を、住民や関係機関と連携して推進し、被害の軽減を図ることとしております。

次は、河川利用者の注意喚起について記載しております。都賀川では、平成20年7月28日に急激な増水によって水難事故が発生しております。兵庫県内では、急激な水位上昇が見込まれる河川を対象に、大雨注意報や警報の発表と連動して作動する回転灯や注意喚起看板の設置等を行っております。都賀川では実際どうしているかといいますと、電光掲示板、それから大雨注意報発表で連動して作動する回転灯、それから出入りロゲート等によって安全確保対策というのを実施しております。これら親水施設の河川利用者への注意喚起の取り組みを関係機関と連携して推進していきます。これらの内容についても、今回本文のほうに記載しております。

次に、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持の観点につきましては、平常時には河川の流況を把握し必要な流量の確保に努めてまいります。また、新たな

水需要が発生した場合には、水資源の合理的かつ有効な利用促進を図り、緊急時には関係機関と連携をしまして、適切な河川水の利用が図られるよう配慮することを記載しております。

続きまして、「河川環境の整備と保全」についてです。「ひょうごの森・川・海再生プラン」というものがありまして、これは健全な水循環、人と自然の豊かな触れ合いの回復を目的としたもので、その趣旨を踏まえまして、関係機関や住民と連携し、生態系の保全と再生を図り、河川改修及び維持管理を行う際には、河川の横断、縦断的な連続性に配慮し、多様な動植物が生息、生育、繁殖できる河川環境の保全と創出に努めてまいります。また景観に配慮した河川空間の形成については、川沿いに道路や人家があり住民の目に触れることが多い区間では、周辺環境との調和に努めること、そして水質保全については、今後もさらなる改善が図られるよう、流域全体で水質保全に努めることを掲載しております。

こちら、環境配慮の具体例について掲載しております。後ほど説明しますが、西郷川、都賀川、高羽川は、これまでの河川改修によりまして計画規模相当の断面を有しております。つまり、治水安全度を有していますので、今回の記載に当たっては、主に維持管理や既存施設の機能維持について掲載しております。具体的には、河床に堆積した土砂は多様な水際環境を創出する貴重な要素であることから治水上支障のない範囲で存置。また、生物の生息環境に配慮した環境護岸、捨石及び簡易魚道等を維持管理に合わせて整備を検討。さらに都賀川では既設の魚道機能を有した連続帯工の機能維持、管理等について本文に掲載しております。

続きまして、「河川の維持管理」につきましては、今説明してきました、治水、利水、環境の観点から、おのおの記載の事項について適正に維持管理することとしております。

最後は、「河川整備の基本となるべき事項、治水、利水」についてです。こちらにつきましては、本文案で6ページ、7ページあたりに掲載している内容です。

まず、治水についてですが、具体的に治水計画を立てる上で、まず、その基準点となる地点を設定いたします。基準点を設定するときの観点は、一般的には、近くに集落や市街地などの洪水から防御する対象があるかどうかに加えまして、水位観測の有無や、支川から流入してくる水の量を適切に評価できるか。また、潮位の影響を受けないか等を総合的に勘案することとしておりまして、それらの結果、西郷川では岩屋中橋、都賀川では西灘橋、高羽川では阪神電鉄の地点を計画基準点としています。西郷川の支川観音寺川の国道2号につきましては、主要地点として補助基準点を今回設定してございます。

次に、高水流量です。こちらは治水計画上対象となる洪水の量となりまして、その算出の過程とそれぞれの結果を示しております。まず、計画規模につきましては兵庫県内の河川の決定基準に基づきまして、流域が属するブロックから、県内で最も高い安全度、年超過確率100分の1の計画規模としております。次に、流出解析については、計画規模に見合う雨の量を設定し、それを河川の流量に変換するための手法として、等価粗度法を採用しております。それから、その等価粗度法による流出計算の結果ですね、基準点における洪水の最大流量、これを基本高水ピーク流量ともいうんですが、1秒間に流せる流量としましては、西郷川で100立方メートル、都賀川で240立方メートル、高羽川で30立方メートルとしています。さらに、この基本高水流量からダムなどの洪水調整施設で調整する量を差し引き、河道で分担する流量、これを計画高水流量といたしますが、3水系とも全て河道で配分することとしておりますので、計画高水流量は基本高水流量と同じ流量となります。

次は、今説明しました計画高水流量を流すために必要となる、各水系の基準点での計画高水位、川幅について記載しております。西郷川の岩屋中橋地点の計画高水位は、T.Pすなわち東京湾平均海面を基準とした標高で11.57メートル、川幅9メートル、横断形につきましてはごらんのとおりとなりまして、計画横断

形と現況が同じとなりますので、今後断面改修は必要ないというふうに考えております。

こちらが先ほどの資料の補足にもなりますが、参考資料です。各河川の現況流下能力と先ほどの計画高水流量との比較をあらわした図になります。この図の見方ですが、向かって右側が上流側で、左側が下流側、つまり川は右から左に流れていくというイメージを持っていただければと思います。それから、これが河川を中心となりまして、上が右岸側、下が左岸側となっております。つまり、この真ん中から上に行くほど流下能力とか流量が多いということを示しております。この黒線が計画高水流量、この赤線がですね。余裕高評価、緑線が堤防満杯評価、つまり堤防満杯評価でいきますと、これだけ流れますよと、というような見方で見ていただければと思います。もうちょっと具体的に言いますと、例えば河口から0.9キロメートル付近でいきますと、計画高水流量は100立方メートルでございます。一方、余裕高評価でいきますと、大体160立方メートルが流れます。堤防満杯では200立方メートル以上流れるというような形で見いただければと思います。この図を見ていただきますとおり計画高水流量に対して全川の流下能力が満足しているということが見てとれると思います。

次は、都賀川です。西灘橋地点の計画高水位は、14.67メートル、川幅15メートル、その横断形はごらんのとおりとなっております。こちらでも計画横断形は現況と同じとなりますので、今後、断面改修等は必要ないというふうに考えております。

こちらは都賀川の流下能力です。全区間で計画高水流量を流下させることができる断面があるんですが、河口付近のあたりは一部橋梁部分で、桁下余裕高が確保できていないところがございます。この桁下余裕高は何かといいますと、洪水時の波高とか、ごみがあっても安全に流下させることができるというのが、この余裕高でございます。この橋梁分ですね。この橋梁分については、堤防高程度ま

で今後かさ上げする必要があるというふうに考えてございます。

最後に高羽川です。阪神電鉄地点の計画高水位は、2.90メートル、川幅4メートル、その横断形はごらんのとおりです。こちらにも計画横断形と現況が同じとなりまして、断面改修等については計画はございません。

こちらは高羽川の流下能力図でございまして。こちらにも全区間で計画高水流量を流下させることができる断面を有しています。

最後に、正常流量、流水の正常な機能の維持に必要な流量についての検討となっております。本文書の最終ページに掲載しております。今回の3水系につきましては、流量設定の根拠となるデータが十分ではないため、低水流量、渇水時の流況等に関するデータを、今後さらに詳細に把握する必要があるというふうに考えてございまして、また、水質に関する諸調査を行う必要があることから、今回の基本方針では正常流量は設定いたしません。今後データ蓄積に努め、さらなる調査等を設定した上で必要流量を決定していきたいというふうに考えております。

以上で今回3水系の基本方針本文書についての説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○道奥会長 はい、ありがとうございます。非常にたくさん御説明をいただきましたが、どこからでも結構でございますので、御意見とか御質問をよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。はい、お願いします。

○中込委員 近畿地方整備局の中込です。今回の3水系は流下能力図を見ていたら、全部、現況流下能力は全てクリアしているという形になっているんですけども、今回の直接的な審議に関係しないんですが、表六甲の河川は大体どこも、計画に対して、大体流下能力は確保されているということでしょうか。ほかの河川も含めて、今回の3水系だけが整備が進んでいたということなのか、それとも

全体的に整備が進んでいたのかということをおちょっと教えていただきたい。

○道奥会長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○伊藤総合治水課班長 表六甲については、前回の河川審議会にもですね、今回の西側になりますけども、鯉川、宇治川でも検討させていただいて、宇治川については流下能力が足りないということで、ためものの計画としてございます。今回の河川の東側の5水系についても、この2月にまた諮らせていただく予定で、まだ調査の段階ではございますけども、流下能力が足りない河川が大分ございませう。今回はそういう意味では、整備を終えた、ほぼ終えている3水系ということが対象になっているということでございますけども、全体的にどうかといいますと、いろいろあるというような状況でございます。

○中込委員 たまたまということですね。わかりました。連続して恐縮ですけれども、都賀川だけ、橋梁がひっかかっているという話なんです、具体的に何橋、市道なのか、県道なのか、鉄道なのか、その辺のところも教えていただければ。

○相田総合治水課主査 市道橋になりまして、最河口部になります。こちらについては午後からの現地調査で見ていただこうと考えております。

○中込委員 ワンスパンで飛ばしてる橋梁で、途中、ピアとかはない橋梁ということですね。

○相田総合治水課主査 資料でいきますと、ちょっと見ていただきたいんですが、資料2-3、58ページ、こちらがですね。断面形を表示させていただいておりまして、現況桁下高が3.026メートル、ハイウオーターレベルが3.006メートル、ハイウオーターレベルぎりぎりです。余裕高としては80センチ必要です。それと、資料の52ページ、その流下能力が、桁下余裕高が足りないというのが、この昌平橋という橋になっています。

○中込委員 はい、わかりました。

もう一個だけ、今のと関係するかどうかなんですけれども。今回の3水系は全て

流下能力がほぼ確保されているとなると基本方針のポイントは先ほどの事務局から説明あったとおり、今後管理をどういうふうにしていくのかとか、あるいは、冒頭局長の挨拶からもありましたように、危機管理をどうしていくのかというところが重要になってくると思っています。管理をしっかりと行っていくといった観点では水位観測所が重要になると思いますが、ちなみにこの3水系、基準点はもちろん水位観測されていると思うんですけど、そのほか、何点ぐらい水位観測をされているのか教えてください。

- 相田総合治水課主査 都賀川については、水位周知河川でございますので日常的な水位観測はしています。
- 中込委員 一点だけですか。都賀川の基準点の水位観測所でもって水位観測を行っているということですね。
- 相田総合治水課主査 行っています。
- 中込委員 そのほかの河川にも基準点はあって、そこでは水位観測は行っているのでしょうか。
- 伊藤総合治水課班長 都賀川だけでございまして、あとの2河川については、水位観測はやっていません。
- 中込委員 わかりました。河川の規模によって、いろいろと、どういうふうに進めていくのかというのはあるとは思いますが、このような、ある意味整備がおおむね終わっているような河川については管理が重要になってくるので、水位計の設置についても兵庫県全体を見ながら戦略的に進めていくことが重要だと思っています。
- 道奥会長 重要な御指摘をありがとうございました。過去、特に大きな3つの水害、昭和13年から含めて、そういう時代から恐らく対策が進んできて、この3河川、容量的には、入れ物的には大分入れるようなところまできているんですけど、今御指摘ありましたように河川整備基本方針でございますので、そういう入

れ物の大きさだけでなく、これからの河川の整備、維持管理のあり方。それから水難事故も含めたような、安全確保のあり方についての記載がちょっとほかの計画高水まで達してない河川の基本方針の書きぶりと若干違うべきでないかというような、そういう御意見だったかと思います。計画高水を予測している河川なら、河川なりの特徴ある河川整備基本方針というような、そういう御意見だったと思います。今の御意見に関連しまして、水位観測をやっているということでもございましたけども、これはいつごろから観測をされているんでしょうか。つまり、今回の計画の流出解析の検証には使えてないわけですね。最近ということですね。実績の洪水までは、まだ今段階ではつかめてないとそういう理解でよろしいでしょうか。

今回、布引ダムの生田川のほうで流出解析の検証されているので、直接3河川とも検証できてないわけですね。

○相田総合治水課主査 今回、流出モデルつくる際に、定数解析の際に布引ダムというところで、山地の定数の妥当性というのは検証したんですが、都賀川では水位観測はしているんですが、流量観測はしてございますので、このデータを用いた流出解析の妥当性は検証できていません。

○道奥会長 はい、そのほかいかがでしょうか。

 はい、お願いします。

○浅見委員 委員の浅見です。流下能力があるということで、特に整備が入らないというわけですので、河川環境のほうについても、さして大きなことが書けるわけではないというのがわかりました。その中で申し上げることですので、若干さまつな話にはなってしまうかと思うんですが。

 いずれも、資料の1、枝番の1のところの、例えば4ページあたりに4(2)で河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、法定計画の中に書かれる環境の項目として、例えば西郷川ですと、4ページのところに河川環境の整備と保全に関

する事項というものが書かれています。これを見ますと、3つの河川全て同じになっておりまして、ちょっと気になったのが、例えば開渠区間においてという、冒頭に書かれている段落があるんですが、開渠と暗渠とある河川は3河川ともでしょうか。

○道奥会長 はい、御解答お願いします。

○相田総合治水課主査 暗渠があるのが西郷川水系、それから高羽川水系。都賀川水系については暗渠はございません。

○浅見委員 都賀川、暗渠はないんですね。都賀川の資料2-1の6ページの2段落目にも開渠区間と書かれてしまっていて、もういいや、3河川とも同じように書いちゃえみたいなの、雰囲気がちょっと見えてくるなというのが一つ。その文章をずっと続けて読んでいきますと、河床に堆積した土砂は多様な水環境を創出する貴重な要素であることから、治水上支障のない範囲での、堆積土砂の存置ということが書かれていました。これ宇治川水系のときに存置して置いてほしいという意見があって、これが書かれて、そのままこっちに流れてきたかなというふうに思っているんですが、どうしてかといいますと、このスライドの資料見せていただきますと、例えば西郷川の下流域、スライドの9ですね。西郷川で、下流域には人頭大の転石が点在するというので、ほかの河川とは異なって、割と自然な形態、上から六甲山のほうからごろごろと大きな石が流れてきて、泥の間にたまったという、その自然な状況がまだ残っているのが西郷川の下流域かなと。一方、例えば都賀川の下流域はというと、完全に結構きれいに整備されていますので、下まで石が張られてて、下流域といえども人頭大の石はごろごろはしてない写真が、たまたまか知りませんが写っている。そして高羽川の下流域を見ますと、スライドの16ページになりますが、なみなみと海から上がってきた水が湛水している様子があって、人頭大の石がある西郷川とは違う川になっている。このあたりが、例えば2段落目のこの開渠区間においてから始まる段落では、全

く3河川の違いというのがないままにコピーで終わっちゃっているのかなというのが非常に残念で、資料のほうには例えば、ヨシノボリが上げれる川、上げれない川、2河川違うよとか、あるいは、だからこそ連続性に注意し、どこの区間は連続性に注意してねとか、しっかり書かれているんですが、それがこの法定計画のほうに反映されていないのが若干残念かなという気はしました。ただ、整備、維持管理の中でしか、整備は入らないところですので、もうちょっと書きぶりを、いろいろと書きぶりを工夫しろと言われても難しいかもしれませんが、少なくとも3河川の違いというのは、この文章に反映していただきたいなとは思っています。

○道奥会長 はい、御解答をお願いします。

○達可総合治水課長 ありがとうございます。

前回の淡路のときの御意見踏まえて、書き分けたにも関わらず、今回の表六甲の河川、非常に似通った都市部の河川であるということで余り書けていないのは、本当に配慮が足りませんでした。自然環境の状況については、前回の御意見等踏まえて、それぞれ区間ごとの特徴をせつかく書き分けたのに、それがうまく引き出せていないのは反省させていただきます。できる限り、それぞれの河川の特徴を踏まえた、抜本的な改修は行いませんけれども、日ごろの管理の中でも対応できるような形で書き分け、努力したいと思っています。

○道奥会長 はい、浅見委員、よろしいでしょうか。

○浅見委員 はい、お願いします。

○道奥会長 ただ、今御意見があった西郷川は人頭大の石があってほかはないみたいな話は、それが自然要素なのか、どうなのかちょっとよくわからないんですけど。人頭大の石っていうことになったら、上流の砂防の話なのかなと思ったりしたんですけどね。河川そのものよりも、その違いみたいなことあるでしょうね。恐らく河川の中にそんな石はないはずですのでね。管理区間のところは、何かその違い、むしろそっちのほうの違いかなというような気もしないでもない

ですけど。これはあくまで私の推測です。

そのほか御意見いかがでしょうか。

ちょっと先ほどふれました。資料2-3の30ページの生田川の流出解析のところで、ちょっと簡単に書いておられましたけども、この図5ですね。これを見ますと、実測と比べて流出解析のほうは、等価粗度法で地盤の湿潤性なんかを考慮できないのでこういうふうに、特に最初のピークのほうは大き目で、そのあとは水で飽和されたので、大体合うようなそういう記載がございましたけど、そういうことから考えますと、この流出モデルというのは、どちらかという土地盤が飽和している状態というか、地盤には浸透しないという、そういう構造で流出現象を再現しているので、どちらかという土地盤を森林という土地を抱えているような都賀川の場合でも、安全サイドの評価になるんじゃないかという、そういう御判断で全3流域に適用されているんでしょうか。

例えば、高羽川のほうは森林がございませんので、そのまま降った雨がこの等価粗度法のモデルで仮定されているように出てくるかと思うんですけども。そういう理解で、どちらかという土地盤で安全側で、これよりは恐らく、流量は大きくなりませんんじゃないかと、実現象でもし乾いた、雨が降ってない状態だと、これよりは安全があるなという。そんな理解でよろしゅうございますでしょうか。

○相田総合治水課主査 基本的には、そういう考え方で間違いはないと思います。

今回の資料でいきますと、治水編の資料2-3の30ページに会長おっしゃられました今回の流出モデルの検証を際した表を掲載しております。一般的には、この誤差率というのがございまして、実現象と計算流量はどれぐらい違うのかということを示しております。今回でいきますと誤差率が0.03以下ということになりますので、おおむね実現象と計算流量は、おおむね同じであろうというように判断を今回しております。

○道奥会長 ピークに関してはそうですね。はい、ありがとうございます。

それと、もう一点だけ、水際の安全性について、本文のほうに記載があるのは都賀川だけのようでございますけども、あとの2水系は、先ほどの中込委員からの御指摘もありますけど、こういった安全管理面での特記はする必要ございませんでしょうか。

○相田総合治水課主査　　今回の3水系のうち、親水施設いわゆる川の近くまで近づけるような川としましては、都賀川だけになりますので、都賀川に特化した記載というようふうな形にしております。

○道奥会長　　はい、ありがとうございます。

そのほか御意見いかがでしょうか。はい、お願いします。

○吉田秀子委員　　委員の吉田秀子です。高羽川は成徳小学校前では、親水性の河道整備をしているというふうにありましたが、ここは都賀川のような、親水性とはまた違うわけでしょうか。スライドの17ページのところにありますけれども。

○相田総合治水課主査　　高羽川につきましても、こちらの一部分、親水性の施設になってございます。ただ、都賀川と少し違うのが、利用状況からいくと都賀川は常時人が河川の中に入っているようなところでして、高羽川については、急激な水位上昇というのは都賀川に比べまして少ないと、流域が小さいんで常時の水も少なく、雨のときもそれほど水位が上がるようなところではございませんので、今回は都賀川だけこのような記載をさせていただいております。

○伊藤総合治水課班長　　流域に山林があるかどうかというのがあって、高羽川は市街地だけで、そこに降った雨の状況がわかって、水位の状況もある程度わかるというか、反射的にわかると思うんです。都賀川については、大きな山を持っていますのでそういう意味では、今回の事故も山のほうで降った雨が、現場では余り確認できないということが大きな要因になっていると思われまして、そういうちょっとサインもございますので、都賀川のほうが特にそういう意味では、気をつけるべきだろうということで、都賀川だけ今回記載させていただいてござい

ます。

○吉田秀子委員 雨の量で、都賀川とは、高羽川とは危険度が違うというお話でしたが、こういうふうに親水性の河道整備をしていると、小学校の子供達はこちらの方で、特に夏とかそういうときには、河川のほうにおりて行くんじゃないかなというふうに、その状況を私知りませんので、何とも断定することはできませんが、そしたら、そういうときに子供達の安全性をどういうふうにするかということも、考えてもいいのではないかなというふうには思います。

○道奥会長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○伊藤総合治水課班長 都賀川については、痛ましい事故もありまして、先ほどから御紹介させていただいてるような、回転灯を回したり、それから電光掲示板でというようなこともしてまして。あと、夏休みには、現地のほうに職員が行って、夏休みは日祭日なんですけども、川の中で親しんでもらうというのも重要なことですので、親しんでいる方々に、今年でしたらこういう「うちわ」で注意喚起してございまして、この「うちわ」と、それとこのティッシュを配って水位の状況が見られるサイトの御紹介とか、それからどんなときに危ないよというのが、例えば雷が鳴っている、雨が降り出していませんかとか、そういう注意するポイントみたいなものをうちわとかに書いて、地元のほうにも、そういうことがさめないような、注意喚起の努力もさせていただいてまして、こういうことも重要なかなというふうには考えてございます。

○達可総合治水課長 河川によって、使い方はさまざまだと思います。今委員御指摘いただいたように、都賀川のように一般的に広く解放しているところでも、市民が近づく可能性のあるところについては、おっしゃられるとおりでと思います。安全利用について、特に都市部の勾配の急な河川で、急激な水位上昇が見込まれるところについては、それなりの利用についての注意喚起、配慮が必要だと思いますので、方針の書きぶりについても、再度、河川の状況確認いた

しまして、必要であれば修正を考えたいと思っております。

○道奥会長 はい、ありがとうございます。

管理者側としては利用状況は随分違うので、都賀川レベルのそういった対応はとも難しいということかと思えますけども、明らかに管理者が設置した階段があるということは、そこに近づける、近づくような装置があるということですので、しかも学校の近くにあるということですので、何ら記載もないというのはちょっと問題ではないかという、そういう委員の御意見だったかと思えます。そのとおりだと思いますので、どうぞ御検討をよろしく願います。

そのほかいかがでしょうか。はい、お願いします。

○伊藤総合治水課班長 先ほど、御指摘の、一つ戻るんですけど、キチヌの件よろしいでしょうか。別名では、キビレとか、キチヌとか、いろんな名前が実際あるようです。正式名ということでは、水辺の国勢調査の目録というのがございまして、その名称で言いますと、キチヌということですので、この名称でよろしく願います。

○道奥会長 はい、ありがとうございました。

○伊藤総合治水課班長 それともう一点、会長のほうから御指摘のあった、「何々している。」というのは、過去かどうかわかりにくいということで、先ほど修正の一箇所を説明させていただきましたが、もう一箇所同様のところがございまして、その修正について、御報告させていただきます。

資料4-6の岩戸川の3ページ、4-6のA3の資料ですね。3ページ、右下で一番下からなんですけども、「51年、50年より災害関連事業を実施している。」それにつきましても「実施した。」という形で、同様の修正を行いたいと思っておりますので、よろしく願います。

○道奥会長 よろしく願います。また、御確認ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。ちょっと一点だけ質問なんですけど、スライドのですね。13番の都賀川の護岸の状況の説明で巨石護床、コンクリート沈床等の環境に配慮した整備をしているという、これは本文には記載されておられませんでしたが、資料等に、もしあるのだったらと思ひまして、コンクリート沈床等がどういうふうに環境に貢献するのか、その辺がよくわからないんですけど、巨石護床のほうは何となくわかりますけど。

○相田総合治水課主査 コンクリート沈床の空隙に生物が生息できる環境となりますので、環境に配慮した形の整備というふうに考えております。

○道奥会長 コンクリート枠に石が詰められているやつですね。ありがとうございました。

そのほか御質問等ございませんでしょうか。

はい、それでは、このあと現地調査を予定しておりますので、その際にも御意見、御質問いただく、あるいは後日、事務局宛てにメール等で送っていただくということにしたと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、以上、3水系の河川整備基本方針の諮問に対しましては、次回以降の審議会で答申したいと思ひますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました、議事は全て終了いたしました。活発な御審議をいただきまして、また貴重な御意見を賜りありがとうございました。ここで司会者のほうに進行をお返しします。御協力ありがとうございました。

○大原総合治水課副課長 道奥会長、どうもありがとうございました。

郡家川水系、靉川水系、山田川水系、岩戸川水系については、御意見をふまえ、修正をいたしまして、道奥会長の確認をいただきますようにいたします。また、その結果につきましては、委員各位に御報告させていただきますので、よろしく

お願いします。

西郷川水系それから都賀川水系、そして高羽川水系の河川整備基本方針につきましては、御意見、御質問を踏まえ次回の審議会で答申案について、御審議いただくこととさせていただきます。

本日は、これもちまして審議会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(午後 00 時 02 分 閉会)